

倉敷市立倉敷南小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定更新

いじめに関する現状と課題

・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から日常の何気ない風景、会話の中で子供たちから発せられるサインを見逃さないように、常に高いアンテナを張っておかなければならない。周りから見ると遊びの延長のように思われる形や、病気等への理解不足から起こる偏見に基づくいじめの他、パソコンや携帯電話(スマートフォン)などを利用したいじめ等の可能性も生まれてきているのが現状である。私たち教職員は、先入観をもって子供たちの人間関係を見ていないか、サインの見落としはないか、目立つ言動だけに着目していないかなど、自分の姿勢を常に問い直す必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全ての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。
- ・大人が児童のささいな変化に気づく力を高め、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、いじめの早期発見にあたるようにする。
- ・教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要であり、組織的な対応を可能とする体制を整えるようにする。
- ・社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の教職員と家庭、地域との連携を図り、場合によっては関係機関(児童相談所、医療機関、警察等)と適切に連携をとることができるようにしておく。

〈重点となる取組〉 人権週間を、いじめを考える週間とタイアップして取り組むことで、いじめを許さない集団づくりと意識の醸成を行う。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学年・学級懇談や家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級通信や保健だよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
 - ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの指導に対して理解・協力が得られるようにする。
 - ・学校支援ボランティアや保護者の方々が授業の補助や協力を行う機会を増やすことにより、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行う。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・生徒指導部会からの要請を受けて行う。
 - ・場合により、随時行う。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議等で情報交換及び共通理解を図る。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外 スクールカウンセラー、民生児童委員、学校運営協議会委員、保護者代表 等
 - ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉 ・児童相談所
- 〈連携の内容〉
- ・情報交換及び今後の対応の確認
- 〈学校側の窓口〉 ・教務主任
- 〈連携機関名〉 ・こども相談センター
- 〈連携の内容〉
- ・情報交換及び今後の対応の確認
- 〈学校側の窓口〉 ・教務主任
- 〈連携機関名〉 ・青少年育成センター
- 〈連携の内容〉
- ・情報交換及び指導の協力依頼
- 〈学校側の窓口〉 ・生徒指導主任

学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|-----------|--|
| ① いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。 ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。 ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。 ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。 ・保護者や地域との連携を図る。 |
| ② 早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報を共有する。 ・「いじめは絶対にいけない」という気持ちを全児童にもたせるとともに、何でも安心して話せる雰囲気づくりに取り組む。 ・6月、11月に教育相談アンケートを実施する。アンケートをもとに学級担任による教育相談を行う。 ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態を把握する。 ・学級懇談や連絡帳、電話等を通して、保護者との連携を図る。 ・校内特別支援教育部会や生徒指導部会を通して情報を収集する。 |
| ③ いじめへの対処 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめと見受けられる行為を認めた時は、いじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話聞くことができるような体制をとる。 ・いじめられた児童、知らせた児童への安全を確保する。 ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図るとともに、必要な組織体制をとり指導にあたる。 ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校での話し合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努める。 ・教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関と連携をとる。 ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。 |